

《 資 料 編 》

- 1 柳川市生きる支援関連事業一覧
- 2 柳川市自殺対策庁内連絡会議設置要綱
- 3 柳川市自殺対策地域ネットワーク会議設置要綱

資料 1 柳川市生きる支援関連事業一覧

※自殺総合対策大綱における重点施策に係る事業について記載

地域レベルの実践的な取り組みへの支援強化		
商店街を中心とする賑わいとコミュニティの活性化	「KATARO base32」や、「交流館なかしまワッセ！」に集う住民向けに相談先の情報を掲載したリーフレット等を入れ込み、住民に対する啓発の機会とする。	商工・ブランド振興課
市民一人ひとりの気づきと見守りを促す		
地域コミュニティを活かした周知	コミュニティ団体にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。研修の中で、地域の自殺実態や対策についての講座を開講することで、情報の周知徹底と問題に対する住民の理解促進を図る。	総務課
区長会等を通じた情報発信	区長会等において、地域の自殺の実態に関する情報を提供することで、市民が自殺に追い込まれることのない地域を作っていく上での基盤強化を図る。	総務課
防犯体制の充実	街頭啓発キャンペーンの際に、住民同士のコミュニティを高めていくよう、声かけ、チラシの配布を行い自殺の防止に努める。	総務課
防災に関する各種計画・マニュアルの策定	地域防災計画等においてメンタルヘルスの重要性や施策等について言及することで、災害発生時の被災者のメンタルヘルス対策を推進する。	総務課
コミュニティバスの運行	車内に相談窓口チラシを置くことで、一人ひとりの気づきを促し自殺リスクを減らす。	企画課
各種文化講座の開催	自殺の実態や対策について講座等を開催することにより、情報の周知徹底と問題に対する住民の理解促進を図る。	生涯学習課
青少年育成市民会議と連携	講演会・研修会においてこどもの自殺問題をテーマにすることができれば、理解や認識を深めることができ、早期発見、対応につなげることができる。	生涯学習課
人権教育・啓発活動の推進	人権問題の研修会や学習会等の中で自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会とする。	人権・同和対策室
男女共同参画の推進	研修会等の中で自殺対策について言及することにより、市民等への啓発の機会となり得る。	人権・同和対策室
健康教育、健康相談、講習会の実施	命の大切さと救命の必要性をつなげる講習内容を検討し、実践することで、自殺対策につなげることができる。	健康づくり課
相談先情報を掲載したリーフレットの配布	高齢者、支援者、関係機関、各窓口、イベント等で様々な相談先を掲載したリーフレットを配布することで、市民に対する情報周知を図る。	福祉課
自殺予防週間、自殺対策強化月間にあわせた啓発	広報やホームページへの掲載、ポスター掲示やチラシ等を配布することで、自殺問題について住民の理解促進を図る。	福祉課
図書館利用サービスの向上	相談窓口一覧を記載したチラシ、リーフレットを配布して自殺予防につなげる。	図書館
消防救急体制の整備充実	防火指導やAED講習会等で、自殺対策に関連する相談窓口の情報が掲載されたリーフレット等を配布することで、何らかの支援につなげるための情報の提供、継続的な支援への糸口となる。	消防本部

商店街を中心とする賑わいとコミュニティの活性化	「KATARO base32」や、「交流館なかしまワッセ！」に集う住民向けに相談先の情報を掲載したリーフレット等を入れ込み、住民に対する啓発の機会とする。【再掲】	商工・ブランド振興課
自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する		
関係会議の実施	関係機関で構成する自殺対策地域ネットワーク会議を開催し、さらなる連携の強化と自殺対策の推進を図る。	福祉課
自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る		
ゲートキーパー養成講座の開催	市職員、専門職、介護事業従事者等に向けたゲートキーパー養成講座の受講を推奨し、気づきの力を高めてもらうことにより、問題を抱えた市民の早期発見及び支援の提供を進める。	福祉課
受益者負担金徴収業務	担当者にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、担当者が必要に応じて他機関へつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。	下水道課
水道料金徴収業務	料金担当職員にゲートキーパー研修を受講させることにより、必要に応じて他機関へのつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。また、料金を滞納している世帯との相談の中で、必要に応じて他機関へつなぐなどの支援を行う。	水道課
介護支援ボランティアや介護予防サポーターリーダーの育成・支援	サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、サポーターによるリスクの早期発見と対応など、気づき役としての役割を担うようにする。	福祉課
ひとり親世帯への支援	ひとり親世帯が抱える様々な問題に対処するため、母子・父子自立支援員を配置し支援につながるよう取り組む。また、家族との離別・死別による精神的不安により自殺リスクが高まる場合があり、児童扶養手当等の申請を支援の機会ととらえ、相談内容によって他機関の支援につなげるよう取り組む。	子育て支援課
地域コミュニティを活かした周知	コミュニティ団体にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。研修の中で、地域の自殺実態や対策についての講座を開講することで、情報の周知徹底と問題に対する住民の理解促進を図る。【再掲】	総務課
心の健康を支持する環境の整備と心の健康づくりを推進する		
高齢者運転免許証自主返納支援事業	免許返納者にタクシー利用券を交付することで外出する機会をふやし、高齢者の閉じこもりを防止し生きがいづくりにつなげる。	総務課
「柳川の歴史を知ろう」講座	市民に親しみやすい講座・展覧会を開催することで、外部との交流の場を提供する。	生涯学習課
各種文化事業の実施等	質の高い文化芸術を鑑賞する場や自ら文化芸術に触れる機会の確保・充実を通じて、心豊かな市民生活の実現に寄与する。	生涯学習課
青少年育成市民会議との連携・協力	産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合がある。母親の子育てに対する不安軽減、解消のため乳幼児研修会等を継続して実施する。	生涯学習課
各種文化講座の開催	自殺の実態や対策について講座等を開催することにより、情報の周知徹底と問題に対する住民の理解促進を図る。【再掲】	生涯学習課

関係団体と連携した体験学習の実施	実習体験の機会に、就業時に直面し得る様々な勤労問題についてもあわせて指導することができれば、将来、直面した時の対処法や相談先情報等を、生徒が早い段階から学ぶことができ、SO Sの出し方教育の一環ともなり得る。	学校教育課
婦人保護運営対策事業	配偶者やパートナーから暴力を受けるという精神的苦痛から逃れるために自殺を考える被害者に対して、相談の機会を提供し、関係機関の紹介、連携を図る。	子育て支援課
学童保育事業	学童保育所が、家庭に特別な支援が必要な状況を把握した場合に、子どもと保護者の関係に配慮し、市や関係機関と連携して適切な支援に取り組む。	子育て支援課
ファミリーサポート事業	会員同士の交流の中で、子育てに関する悩みや自殺リスクの把握について、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割ができるための支援に取り組む。	子育て支援課
子育て短期支援事業	家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、市や関係機関と連携して適切な支援に取り組む。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点を4か所設置し、乳幼児と保護者の交流の場を提供するとともに、子育てについての相談、情報提供、助言等を行い自殺リスクの軽減、危機的状況にある保護者の早期発見つなげることを目指す。	子育て支援課
妊娠期から子育て期までの様々な支援や情報提供	妊娠期から子育て期における不安やストレスについて、保護者に適切な情報提供や訪問を行うことによって、支援を行うことができる。	健康づくり課 子育て支援課
赤ちゃんサロン、離乳食教室、親子教室	各教室時に、子育ての悩みや不安について支援を行う。また、必要であれば適切な支援先へ繋ぐことができる。	健康づくり課
健康づくりの推進	がん検診、保健指導、健康相談、健康づくり講座などの保健事業を通して、住民の生活状況の把握を行い、問題を抱えていることがわかった場合は必要な支援へつないでいく。	健康づくり課
地域デイサービス、認知症カフェ、認知症SOSネットワーク模擬訓練	認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり情報交換を行ったりできる場を設けることで支援者相互の支え合いの推進を図る。	福祉課
介護予防事業の充実	各種介護予防事業を通して、参加者同士の交流等、高齢者の生活機能の向上に向けた各種活動を実施し、支援者や他の高齢者と交流できる機会を高齢者に提供することで、地域で元気に日常生活を送れるよう支援する。	福祉課
商店街を中心とする賑わいとコミュニティの活性化	「KATARO base32」や、「交流館なかしまワッセ！」に集う住民向けに相談先の情報を掲載したリーフレット等を入れ込み、住民に対する啓発の機会とする。【再掲】	商工・ブランド振興課
図書館利用サービスの向上	相談窓口一覧を記載したチラシ、リーフレットを配布して自殺予防につなげる。【再掲】	図書館
適切な精神保険医療福祉サービスを受けられるようにする		
障害者基幹相談支援事業所の設置	基幹相談支援事業所を設置し、地域で暮らす問題を抱えた障害者のアウトリーチに努め、関係機関と連携し支援につなげ自殺リスクを減らす。	福祉課

社会全体の自殺リスクを低下させる		
配食サービス	訪問時に利用者の安否確認だけでなく、細かな異変等に気付いたときに市に通報してもらい、自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見や他機関へのつなぎ等を図る。	福祉課
緊急通報システム	一人暮らしの高齢者等の安否確認等を通じて、問題を抱えている高齢者の早期発見や他機関へのつなぎ等を図る。	福祉課
地域包括支援センター相談	保健師等が総合的な相談に対応し、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応を図る。	福祉課
見守りネットふくおか	家庭を訪ねる機会が多い事業者が、県や市と協定を結び、配達などの日常業務の中でひとり暮らしの高齢者などの異変に気付いたときに市に通報する協力事業者に対して、リーフレット等を配布し自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見に繋ぐ。	福祉課
受益者負担金徴収業務	滞納者に対する催告書等と併せて、生きる支援に関する相談先情報のチラシを同封することで、住民に対する情報周知を図る。	下水道課
市営住宅事業	公営住宅の入居申込者や居住者に様々な悩みや困難を抱えた住民がいた場合に他機関へつなぐ等の対応を行い自殺リスクを低下する。	建設課
市民相談	引き続き、市民が日常生活の中の心配な事や不安なことについて相談ができる、専門の相談窓口を紹介し、心配事や不安の解消に繋げる。又、福岡県弁護士会筑後部会へ委託した無料法律相談を実施し、法的な相談ができる場所を提供していく。	市民課
消費生活センターの運営	消費者トラブルに関する悩みが原因で、自殺のリスクがある住民と接触できる窓口となり得る。	商工・ブランド振興課
健康づくりの推進	がん検診、保健指導、健康相談、健康づくり講座などの保健事業を通して、住民の生活状況の把握を行い、問題を抱えていることがわかった場合は必要な支援へつないでいく。【再掲】	健康づくり課
消防救急体制の整備充実	防火指導やAED講習会等で、自殺対策に関連する相談窓口の情報が掲載されたリーフレット等を配布することで、何らかの支援につなげるための情報の提供、継続的な支援への糸口となる。【再掲】	消防本部
自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ		
関係機関との連携	警察や医療機関等と連携し、自殺未遂者の支援を行う。	福祉課
早期発見とつなぎ	自傷行為の見られた市民については主治医に自殺念慮の有無等を確認し、支援につなげられるよう配慮する。	消防本部
相談支援の強化	自殺未遂者等の自殺のハイリスク者及びその家族等からの相談を受け付け、相談者のおかれている状況や抱えている問題を把握し、必要な支援の提供、もしくは相談窓口の紹介等を行う。	福祉課
遺された人への支援を充実する		
遺族への情報周知	各種相談先の情報や相談会の開催等、自殺対策の関連情報を柳川市のホームページや市報に掲載することで、自死遺族への情報周知に努める。	福祉課

遺族への情報周知	死亡届時に配布する「ご遺族の方へ」にこころの相談窓口情報を追加掲載する。	市民課
ひとり親世帯への支援(ひとり親家庭等医療助成)	新規申請や更新の手続き等の際、問題がある場合に相談をおこない関係機関等へつなぐ。	健康づくり課
ひとり親世帯への支援	ひとり親世帯が抱える様々な問題に対処するため、母子・父子自立支援員を配置し支援につながるよう取り組む。また、家族との離別・死別による精神的不安により自殺リスクが高まる場合があり、児童扶養手当等の申請を支援の機会ととらえ、相談内容によって他機関の支援につなげるよう取り組む。【再掲】	子育て支援課
他団体との連携を強化する		
自殺対策地域ネットワーク会議の開催	民生委員児童委員や医療機関、警察、社会福祉協議会、職業安定所ほかで構成するネットワーク会議を開催し、関係機関及び関係団体等の相互の連携を確保し、柳川市における自殺対策を総合的に推進する。	福祉課
障害者自立支援協議会の開催	障がいのある人が安心して暮らせるよう取り組み、自殺リスクの低下を図る。	福祉課
地域ケア会議の機能強化	高齢者の介護に係る問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制に取り組む。	福祉課
生活困窮者支援調整会議の開催	各種事業との連動を図り、自殺リスクの高い生活困窮者を関係機関が連携して支援を提供する。	生活支援課
市民協働のまちづくり事業の実施・検討	市民と行政によるワークショップのトピックスとして自殺問題を取り上げ、現状や求められている対策を聞き取ることができる。	総務課
幼稚園・保育所・小学校との連携	幼稚園、保育園、小学校間で、児童の家族の状況等を含めて情報を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。	学校教育課
すべての児童生徒に対する包括的な支援	さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援により、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減を図る。	学校教育課
青少年健全育成の推進	見守り運動や、パトロールをするうえで、悩みを抱える児童生徒がいれば、学校・家庭・地域で連携をし必要な支援につなぐ。	学校教育課
関係団体と連携した体験学習の実施	実習体験の機会に、就業時に直面し得る様々な勤労問題についてもあわせて指導することができれば、将来、直面した時の対処法や相談先情報等を、生徒が早い段階から学ぶことができ、SO Sの出し方教育の一環ともなり得る。【再掲】	学校教育課
赤ちゃん訪問	全戸訪問することで、産後うつ病や育児等によるストレスや悩みに早期に気づき、支援が必要であれば関係機関と連携し継続した支援を行う。	健康づくり課
要保護児童対策地域協議会の開催	幼稚園・保育所・小学校・中学校、教育委員会及び関係機関との密接な連携により課題を抱える家庭の支援のため、要保護児童対策地域協議会の開催・組織強化を図る。	子育て支援課

教育機関との密接な連携	子育てに悩む保護者から各種相談に、様々な専門機関と連携し対応する。また、スクールカウンセラーなどにより、子どもが抱える悩みを引き出し、生きづらさを軽減できれば、子どもの自殺防止及び自殺リスクの軽減につながる。要保護児童対策地域協議会の組織強化により教育機関とのさらなる連携を図る。	子育て支援課
学童保育事業	学童保育所が、家庭に特別な支援が必要な状況を把握した場合に、子どもと保護者の関係に配慮し、市や関係機関と連携して適切な支援に取り組む。【再掲】	子育て支援課
ファミリーサポート事業	会員同士の交流の中で、子育てに関する悩みや自殺リスクの把握について、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割ができるための支援に取り組む。【再掲】	子育て支援課
子育て短期支援事業	家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、市や関係機関と連携して適切な支援に取り組む。【再掲】	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点を4か所設置し、乳幼児と保護者の交流の場を提供するとともに、子育てについての相談、情報提供、助言等を行い自殺リスクの軽減、危機的状況にある保護者の早期発見つなげることを目指す。【再掲】	子育て支援課
青少年育成市民会議との連携・協力	産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合がある。母親の子育てに対する不安軽減、解消のため乳幼児研修会等を継続して実施する。【再掲】	生涯学習課
青少年育成市民会議と連携	講演会・研修会において子どもの自殺問題をテーマにすることができれば、理解や認識を深めることができ、早期発見、対応につなげることができる。【再掲】	生涯学習課
障害者基幹相談支援事業所の設置	基幹相談支援事業所を設置し、地域で暮らす問題を抱えた障害者のアウトリーチに努め、関係機関と連携し支援につなげ自殺リスクを減らす。【再掲】	福祉課
子ども・若者の自殺対策を更に推進する		
児童手当支給事業、特別児童扶養手当支給事業	児童手当・特別児童扶養手当の現況届や新規申請時を子育ての悩みを抱えている方との接触の機会ととらえ、適切な支援につなげるよう取り組む。	子育て支援課
学童保育事業	学童保育所が、家庭に特別な支援が必要な状況を把握した場合に、子どもと保護者の関係に配慮し、市や関係機関と連携して適切な支援に取り組む。【再掲】	子育て支援課
ファミリーサポート事業	会員同士の交流の中で、子育てに関する悩みや自殺リスクの把握について、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割ができるための支援に取り組む。【再掲】	子育て支援課
子育て短期支援事業	家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、市や関係機関と連携して適切な支援に取り組む。【再掲】	子育て支援課
教育機関との密接な連携	子育てに悩む保護者から各種相談に、様々な専門機関と連携し対応する。また、スクールカウンセラーなどにより、子どもが抱える悩みを引き出し、生きづらさを軽減できれば、子どもの自殺防止及び自殺リスクの軽減につながる。要保護児童対策地域協議会の組織強化により教育機関とのさらなる連携を図る。【再掲】	子育て支援課

ひとり親世帯への支援	ひとり親世帯が抱える様々な問題に対処するため、母子・父子自立支援員を配置し支援につながるよう取り組む。また、家族との離別・死別による精神的不安により自殺リスクが高まる場合があり、児童扶養手当等の申請を支援の機会ととらえ、相談内容によって他機関の支援につなげるよう取り組む。【再掲】	子育て支援課
すべての児童生徒に対する包括的な支援	さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援により、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減を図る。【再掲】	学校教育課
幼稚園・保育所・小学校との連携	幼稚園、保育所、小学校間で、児童の家族の状況等を含めて情報を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。【再掲】	学校教育課
関係団体と連携した体験学習の実施	実習体験の機会に、就業時に直面し得る様々な勤労問題についてもあわせて指導することができれば、将来、直面した時の対処法や相談先情報等を、生徒が早い段階から学ぶことができ、SO Sの出し方教育の一環ともなり得る。【再掲】	学校教育課
青少年健全育成の推進	見守り運動や、パトロールをするうえで、悩みを抱える児童生徒がいれば、学校・家庭・地域で連携をし、必要な支援につなぐ。【再掲】	学校教育課
青少年育成市民会議と連携	講演会・研修会においてこどもの自殺問題をテーマにすることができれば、理解や認識を深めることができ、早期発見、対応につなげることができる。【再掲】	生涯学習課
障害者基幹相談支援事業所の設置	基幹相談支援事業所を設置し、地域で暮らす課題を抱えた障害者のアウトリーチに努め、関係機関と連携し支援につなげ自殺リスクを減らす。【再掲】	福祉課
関係会議の実施	関係機関で構成する自殺対策地域ネットワーク会議を開催し、さらなる連携の強化と自殺対策の推進を図る。【再掲】	福祉課
ひとり親世帯への支援(ひとり親家庭等医療助成)	新規申請や更新の手続き等の際、問題がある場合に相談をおこない関係機関等へつなぐ。【再掲】	健康づくり課
勤務・経営問題による自殺対策を更に推進する		
職場におけるメンタルヘルス対策の推進	市内事業所に対し、従業員のメンタルヘルス対策の取組徹底を図る。	商工・ブランド振興課
労働問題に関する相談窓口の周知	労働問題に関する様々な悩みに対応する相談窓口(労働局、県労働相談センター、法テラス等)の紹介を広報等で周知する。	商工・ブランド振興課
労働相談体制の充実	賃金未払いや不当雇用、パワハラ・セクハラなどで悩んでいる人のため県などと連携して「労働相談会」を実施し、自殺のリスクの低下につなげる。	商工・ブランド振興課
企業訪問等による情報収集や相談体制の充実	企業訪問を行うことで、中小企業の経営についての悩みを聞き出し、必要な支援につなげることで自殺リスクの低下につなげる。	商工・ブランド振興課

こころの体温計	支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット等を活用した対策を強化する。	福祉課
生活困窮者自立支援制度	働きたくても働けない生活困窮者の相談支援を通じ、自殺リスクの高い相談者の抱える問題を把握し、法テラスや職業安定所、障がい者相談支援事業所など適切な支援機関につなぐなど、相談員がつなぎ役としての役割を担うことができる。	生活支援課

資料 2 柳川市自殺対策庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、柳川市自殺対策庁内連絡会(以下「庁内会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策の推進評価に関すること。
- (3) その他自殺対策に係る必要な事項の調整に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、副市長とし、副会長は教育長とする。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、庁内会議の事務を総理し、庁内会議の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、庁内会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 庁内会議の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月24日から施行する。

別表（第3条関係）

1	副市長
2	教育長
3	保健福祉部長
4	総務部長
5	市民部長
6	建設部長
7	産業経済部長
8	教育部長
9	議会事務局長
10	会計管理者
11	消防本部消防長

資料3 柳川市自殺対策地域ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)の規定に基づき、関係機関及び関係団体等の相互の連携を確保し、本市における自殺対策を総合的に推進し、自殺防止を図るため、柳川市自殺対策地域ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の総合的な推進に関すること。
- (2) 自殺対策計画の策定、進捗管理に関すること。
- (3) 自殺対策のための関係機関等の連携と協力に関すること。
- (4) 自殺対策の啓発、広報等に関すること。
- (5) その他、自殺対策に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議の構成員は、別表に掲げる関係機関・団体の代表者または職員等とし、市長が委嘱する。

(構成員の任期)

第4条 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員等が生じた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 ネットワーク会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、構成員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、ネットワーク会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワーク会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 ネットワーク会議の会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 ネットワーク会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 ネットワーク会議は、必要に応じて、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 ネットワーク会議の庶務は、保健福祉部福祉課障害者福祉係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月24日から施行する。

別表（第3条関係）

1	柳川人権擁護委員協議会	
2	柳川市民生委員児童委員協議会	
3	柳川市身体障害者福祉協会	
4	柳川市老人クラブ連合会	
5	柳川・みやま地区介護サービス事業者連絡会	
6	柳川山門医師会	
7	柳川市社会福祉協議会	
8	柳川市障害福祉相談室 きらり	
9	相談支援センター さくら	
10	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	
11	大牟田公共職業安定所	
12	柳川商工会議所	
13	柳川・みやま消費生活センター	
14	柳川警察署	
15	柳川市	学校教育課
		福祉課
		生活支援課

柳川市自殺対策地域ネットワーク会議構成員名簿

役職名	氏 名	団 体 名
会 長	白石 小夜子	柳川市民生委員児童委員協議会
副会長	廣松 邦彦	相談支援センター さくら
構成員	北原 小世子	柳川人権擁護委員協議会
構成員	伊藤 秋光	柳川市身体障害者福祉協会
構成員	上妻 勝吉	柳川市老人クラブ連合会
構成員	野口 智恵	柳川・みやま地区介護サービス事業者連絡会
構成員	荒巻 菜見子	柳川山門医師会
構成員	古賀 達也	柳川市社会福祉協議会
構成員	吉留 直史	柳川市障害福祉相談室 きらり
構成員	山室 照子	福岡県南筑後保健福祉環境事務所
構成員	荒尾 克之	大牟田公共職業安定所
構成員	森 直哉	柳川商工会議所
構成員	坂梨 むつ美	柳川・みやま消費生活センター
構成員	松永 弘孝	柳川警察署
構成員	田中 勝裕	学校教育課
	平田 敬介	福祉課
	梅崎 誠司	生活支援課

平成31年3月29日現在

柳川市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない柳川市の実現を目指して～

発行年月 平成31年4月
発行者 柳川市保健福祉部 福祉課
〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地1
TEL：(0944) 77-8514
FAX：(0944) 73-9211
E-mail：fukushi@city.yanagawa.lg.jp